

別表3(第13条関係) 経費負担区分表

委託業務の運営に必要な経費の負担区分は、下記のとおりとする。

但し、委託者の事項に合っても受託者の過失により生じた損害の費用は受託者の負担とする。

経 費 項 目	委託者	受託者	備 考
保育時に必要な備品・遊具等	○		
給食に必要な食器及び備品費	○		
電気・水道等の光熱水費	○		
施設又は備品の修繕等の維持管理費用	○		砂場、エアコン、門扉等
園児の健康診断費(保護者負担)	○		
その他、委託者が負担することが相当と考えられる費用等	○		
業務従事者の健康管理に係る費用(予防接種等を含む)		○	委託者が認めた予防接種に限り一部負担なしの場合がある
業務従事者の教育訓練に係る費用		○	
業務に必要な消耗品費、保育材料費、給食用の食材費及び衛生材料費		○	おやつ含む
行事費用		○	
業務遂行上の必要により使用する通信費		○	
保育施設賠償責任保険料		○	受託者の過失により生じた損害の費用は受託者の負担
業務従事者の通勤等に係る費用		○	
業務運営に係わる諸保険費		○	
害虫鼠等駆除費		○	
掃除用消耗費		○	掃除道具など
廃棄物処理費	○		
その他、「委託者が負担することが相当と考えられる費用」以外の費用等		○	

その他、上記に該当しない項目については、別途、委託者と受託者が協議する。